

オキサゾスルフィル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.01	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	0.01	
牛の脂肪	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
牛の肝臓	○ 0.06	
豚の肝臓	○ 0.06	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.06	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ²	○ 0.06	
豚の食用部分	○ 0.06	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.06	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん ³ の筋肉	0.01	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.05	
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	
鶏の腎臓	○ 0.05	
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	
鶏の食用部分	○ 0.05	
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	○ 0.05	

○：基準値を引き上げる品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
3. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.3	0.2
小麦	●	0.2
大麦	●	0.2
ライ麦	●	0.2
とうもろこし	● 0.1	0.2
そば	●	0.2
その他の穀類 ¹	0.2	0.2
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1	0.1
かんしょ	● 0.05	0.1
やまいも（長いもをいう。）	●	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類 ²	●	0.1
てんさい	○ 0.2	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.5	3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	3	3
かぶ類の根	●	3
かぶ類の葉	●	3
西洋わさび	●	3
クレソン	●	3
はくさい	● 2	3
キャベツ	● 0.7	3
芽キャベツ	●	3
ケール	●	3
こまつな	●	3
きょうな	●	3
チンゲンサイ	● 2	3
カリフラワー	●	3
ブロッコリー	● 2	3
その他のあぶらな科野菜 ³	● 1	3
ごぼう	●	3
サルシフィー	●	3
アーティチョーク	●	3
チコリ	●	3
エンダイブ	●	3
しゅんぎく	● 0.8	3
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 2	3
その他のきく科野菜 ⁴	● 0.5	3
たまねぎ	● 0.2	3
ねぎ（リーキを含む。）	○ 5	3
にんにく	●	3
にら	● 1	3
アスパラガス	● 0.7	3
わけぎ	● 0.7	3

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のゆり科野菜 ⁵	●	3
にんじん	●	3
パースニップ	●	3
パセリ	●	3
セロリ	○ 15	3
みつば	●	3
その他のせり科野菜 ⁶	●	3
トマト	●	3
ピーマン	●	3
なす	●	3
その他のなす科野菜 ⁷	●	3
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	3
しろうり	●	3
すいか	●	3
メロン類果実	●	3
まくわうり	●	3
その他のうり科野菜 ⁸	●	3
ほうれんそう	3	3
たけのこ	●	3
オクラ	●	3
しょうが	● 0.2	3
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	● 2	3
えだまめ	●	3
マッシュルーム	●	3
しいたけ	●	3
その他のきのこ類 ⁹	●	3
その他の野菜 ¹⁰	● 1	3
みかん	●	3
なつみかんの果実全体	●	3
レモン	●	3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	3
グレープフルーツ	●	3
ライム	●	3
その他のかんきつ類果実 ¹¹	●	3
りんご	●	3
日本なし	●	3
西洋なし	●	3
マルメロ	●	3
びわ		3
びわ (果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4	
もも	●	3
ネクタリン	●	3
あんず (アプリコットを含む。)	●	3

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
すもも（プルーンを含む。）	●	3
うめ	●	3
おうとう（チェリーを含む。）	●	3
いちご	●	3
ラズベリー	●	3
ブラックベリー	●	3
ブルーベリー	●	3
クランベリー	●	3
ハuckleベリー	●	3
その他のベリー類果実 ¹²	●	3
ぶどう	● 2	3
かき	● 0.4	3
バナナ	●	3
キウイ		3
キウイ（果皮を含む。）	6	
パパイヤ	●	3
アボカド	●	3
パイナップル	●	3
グアバ	●	3
マンゴー	●	3
パッションフルーツ	●	3
なつめやし	●	3
その他の果実 ¹³	●	3
ひまわりの種子	●	3
ごまの種子	●	3
べにばなの種子	●	3
綿実	●	3
なたね	●	3
その他のオイルシード ¹⁴	●	3
ぎんなん	●	3
くり	● 0.03	3
ペカン	●	3
アーモンド	●	3
くるみ	●	3
その他のナッツ類 ¹⁵	●	3
茶	30	30
ホップ	10	10
その他のスパイス ¹⁶	●	3
その他のハーブ ¹⁷	● 1	3

- ：基準値を引き下げる品目
- ：基準値を引き上げる品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「びわ」に設定されているカルタップ、チオシクロム及びベンスルタップの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）^こ」として残留基準値を設定する。

* 「キウイー」に設定されているカルタップ、チオシクラム及びベンスルタップの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「キウイー（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
8. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
9. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
10. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
11. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
12. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
13. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
15. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
16. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
17. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

チルジピロシン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の筋肉	○ 0.4	
豚の筋肉	○ 1	0.6
牛の脂肪	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.8	0.6
牛の肝臓	○ 2	
豚の肝臓	5	5
牛の腎臓	○ 3	
豚の腎臓	10	10
牛の食用部分 ¹	○ 3	
豚の食用部分	10	10

○：基準値を引き上げる品目

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質たる抗菌性物質に該当することから、基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

1. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フェンヘキサミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小豆類 ¹	0.05	0.05
クレソン	30	30
その他のあぶらな科野菜 ²	30	30
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	30
その他のきく科野菜 ³	30	30
たまねぎ	0.05	0.05
パセリ	30	30
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜 ⁴	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 1	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1	1
その他の野菜 ⁵	30	30
みかん		0.5
みかん（外果皮を含む。）	5	
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実 ⁶	5	5
りんご	2	2
もも		0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	10	
ネクタリン	10	10
あんず（アプリコットを含む。）	10	10
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	6	6
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	10	10
ラズベリー	15	15
ブラックベリー	15	15
ブルーベリー	5	5
ハuckleベリー	5	5
その他のベリー類果実 ⁷	15	15
ぶどう	20	20
キウイ（果皮を含む。）	○ 15	
その他の果実 ⁸	3	3
アーモンド	0.02	0.02
その他のナッツ類 ⁹	0.02	0.02

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ホップ	100	100
その他のスパイス ¹⁰	20	20
その他のハーブ ¹¹	30	30
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹² の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分 ¹³	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.01	0.01

- ：基準値を引き下げる品目
- ：基準値を引き上げる品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
 - * 「みかん」に設定されているフェンヘキサミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「もも」に設定されているフェンヘキサミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
 2. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 3. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
 4. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
 5. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 6. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

7. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
8. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
9. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
10. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
11. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
12. 「その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物」とは、陸棲^{せい}哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
13. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

プロヒドロジャスモン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
トマト	○ 0.3	
みかん		0.01
みかん（外果皮を含む。）	0.02	
なつみかんの果実全体	0.01	0.01
レモン	0.01	0.01
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.01	0.01
グレープフルーツ	0.01	0.01
ライム	0.01	0.01
その他のかんきつ類果実 ¹	0.01	0.01
りんご	0.01	0.01
ぶどう	0.01	0.01
その他のスパイス ²	0.03	0.03

○：基準値を引き上げる品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「みかん」に設定されているプロヒドロジャスモンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

1. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
2. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フロメトキン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5
はくさい	2	2
キャベツ	0.5	0.5
カリフラワー	○ 6	
ブロッコリー	○ 6	
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
にら	○ 6	
アスパラガス	○ 0.7	
わけぎ	○ 2	
トマト	○ 2	1
ピーマン	2	2
なす	1	1
すいか		0.05
すいか（果皮を含む。）	0.7	
ほうれんそう	2	2
みかん		0.05
みかん（外果皮を含む。）	0.7	
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実 ¹	1	1
いちご	2	2
マンゴー	○ 0.5	
茶	5	5
その他のスパイス ²	3	3
その他のハーブ ³	○ 2	

○：基準値を引き上げる品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「すいか」に設定されているフロメトキンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

* 「みかん」に設定されているフロメトキンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

1. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

2. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

3. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。